金沢美術学院 ONLINE　オンライン受講約款

合同会社金沢美術学院

第 1 条（適用・契約の成立）

本約款は、合同会社金沢美術学院（以下「学院」）が提供する「金沢美術学院 ONLINE」の受講契約に適用します。申込者が受講申込書を提出し、本約款および契約条件に同意したうえで、学院が申込みを承諾したときに契約が成立します。未成年者については、原則として保護者を契約者とします。

第 2 条（役務の内容）

学院は、契約書面に記載したコースに従い、美術大学等の入試準備を目的とする課題提示、Google Drive による作品提出・資料共有、作品添削、Google Meet によるオンライン講評・個別面談、受験相談その他付随する指導を提供します。事務連絡は原則として登録メールアドレスを使用します。具体的な提供回数・方法は受講案内、契約書面および予定表等によります。

第 3 条（オンライン環境）

受講者は、Google Drive および Google Meet を利用できるインターネット接続、対応端末、カメラ・マイク等のオンライン受講環境を自己の費用と責任で用意します。学院は、サービスの提供状況その他合理的な理由がある場合、事前に案内したうえで利用サービスを変更することがあります。学院側のシステム障害等により役務提供ができない場合は、振替または代替指導等を行います。受講者側の通信障害等は原則として返金対象外です。

第 4 条（提出・欠席・日程変更）

受講者は、学院が指定する期限までに Google Drive へ作品を提出します。未提出課題は自動的に翌月へ繰り越されるものではなく、受験までの期間や課題の重要度に応じて、継続・内容変更・次課題への移行を学院が判断します。完成作品の添削は原則として提出後 3〜5 営業日程度を目安としますが、課題内容、提出集中時、講習会期間等により前後する場合があります。グループ講評を欠席した場合、原則として同内容の個別振替講評は行いません。個別面談の日程変更を希望する場合は、できるだけ事前に連絡してください。学院都合の休講は可能な範囲で振替または代替指導等を行います。

第 5 条（料金・支払）

契約者は、契約書面に記載された入会金、受講料その他個別に合意した金額を、学院が指定する Stripe によるオンライン決済で支払います。月額受講料は、契約書面に記載した決済日に継続的に自動決済されます。初回決済額および継続決済額は契約書面に明示します。Stripe の決済処理手数料を契約者へ別途請求しません。画材・用紙・制作材料、端末・通信費等は受講料に含まれません。

第 6 条（Stripe 決済情報・決済失敗・返金）

1　契約者は、学院から案内された Stripe の決済画面に、契約者または契約者が承認した決済名義人の決済情報を入力します。カード番号・セキュリティコード等の完全なカード情報は Stripe 側で処理され、学院はこれらを直接取得・保管しません。

2　登録された決済手段で決済が成立しない場合、Stripe による再試行または学院から支払方法更新の案内を行うことがあります。相当期間支払いが確認できない場合、学院は事前に契約者へ連絡したうえで役務提供を一時停止することがあります。

3　クーリング・オフ、中途解約、学院都合の精算等により返金が生じる場合は、原則として Stripe を通じて元の決済手段へ返金します。カード会社等の処理状況により返金反映まで時間を要する場合があります。Stripe による返金ができない場合は、学院と契約者が合意する方法により返金します。

4　学院が案内する Stripe 顧客ポータルでは、カード情報・支払方法の更新、請求履歴の確認等を行うことができます。Stripe 顧客ポータル上の操作、カードの削除・利用停止、決済失敗のみでは、学院に対する休会・退会・コース変更または中途解約の意思表示とは扱いません。これらの申出は第 7 条または第 9 条に定める方法で学院へ行ってください。

第 7 条（契約期間・コース変更）

契約期間は契約書面に記載します。休会、コース変更、受講期間変更その他契約内容の変更を希望する場合は、登録メールアドレスからの電子メール等、記録が残る方法で学院へ申し出てください。料金、適用日、役務内容等に変更が生じる場合は、学院が変更内容を事前に提示し、双方が合意したうえで変更します。

第 8 条（クーリング・オフ）

契約者は、法令上必要な契約書面を受領した日（法令に従い電磁的方法により提供された場合はその記録が到達した日）から起算して 8 日以内であれば、書面または電磁的記録により契約を解除できます。この場合、学院は手数料・違約金等を請求せず、支払済み金銭を速やかに返還します。

第 9 条（中途解約）

クーリング・オフ期間経過後も、契約者は将来に向かって中途解約できます。学院が受領できる金額は法令上の上限を超えません。学院は受講者保護のため、役務提供開始前は 11,000 円を上限とする実費相当額、役務提供開始後は提供済み役務の対価に加え 20,000 円または 1 か月分の受講料相当額のいずれか低い額を上限とする解約損料の範囲で精算します。これを超える前受金は返還します。中途解約の申出は、登録メールアドレスから online@artschoolkanazawa.co.jp 宛の電子メール等、学院への意思表示が到達し記録が残る方法で行うことができます。

第 10 条（教材・知的財産）

学院が作成または提供する課題、文章、画像、動画、講評資料、教材等の著作権その他の権利は学院または正当な権利者に帰属します。受講者は本人の学習目的に限り利用でき、無断で複製、転載、配布、販売、公衆送信、第三者共有してはいけません。

第 11 条（受講者作品・講評）

受講者が制作した作品の著作権は原則として受講者に帰属します。学院が Web サイト、SNS、広告、合格実績等に作品を公開利用する場合は、別途本人または保護者の同意を得ます。受講者は、オンライン講評・面談における他の受講者の作品、氏名、映像、音声等を、学院および本人の許可なく録画・録音・撮影・公開・共有してはいけません。

第 12 条（個人情報）

学院は、申込み・指導に際して取得した氏名、連絡先、学校・志望校情報、提出作品、指導記録等を、指導、進路相談、連絡、請求、契約管理、サービス改善その他学院のプライバシーポリシーに定める目的で利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意なく目的外利用または第三者提供を行いません。

第 13 条（禁止行為・契約解除）

受講者は、他の受講者・講師への迷惑行為、誹謗中傷、ハラスメント、不正アクセス、教材の無断共有、授業妨害その他オンライン教室の適切な運営を著しく妨げる行為をしてはいけません。重大な違反がある場合、学院は相当な注意・是正要求のうえ、契約を解除することがあります。この場合の金銭精算は法令および第 9 条に従います。

第 14 条（免責・合格保証）

学院は受講者の技能向上と受験準備を支援しますが、特定の大学・専攻への合格、成績、審査結果を保証するものではありません。天災、広域通信障害その他学院の合理的な支配を超える事情がある場合は、可能な範囲で代替措置を講じます。

第 15 条（通知）

学院からの重要な連絡は、契約者または受講者が登録した電子メールを原則として使用します。作品提出・指導資料の共有は Google Drive、オンライン講評・面談は Google Meet を基本とします。登録情報に変更がある場合は速やかに届け出てください。

第 16 条（協議・法令）

本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項は、契約者と学院が誠実に協議して解決します。特定商取引法、消費者契約法、民法その他の強行法規が本約款に優先します。

制定：2026 年 9 月　改定：2026 年 10 月　合同会社金沢美術学院